

志免町 施設等利用給付認定のお知らせ

令和元年10月より幼児教育の無償化の実施に伴い、私立幼稚園に在籍される児童の保育料が無償化の対象となるには、施設等利用給付認定申請書の提出が必要となります。

(1) 認定の対象となる幼稚園児

- 対象児童が施設利用日において志免町に住民登録をしている
- 施設型給付を受けない認可の私立幼稚園に通園する満3歳(※1)から小学校入学前の子ども
※1 満3歳児は、満3歳となった日から補助金の対象となります(日割り計算にて算定されます)。

(2) 無償化の対象と支給額

- 無償化の対象経費は、「保育料」と「入園料」です。月額25,700円を上限として無償化されます。(※入園料については入園初年度に月額換算されます。)
- 途中入園または途中退園により、保育料が在園期間に応じる場合は、在園期間に応じて無償化されます。
- 幼稚園の預かり保育を利用する子どもについては、「保育の必要性がある(※2)」と認定を受けた場合、月額450円×利用日数(ただし月額11,300円まで)を上限として預かり保育の利用料が無償化されます。(満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみが預かり保育の無償化の対象です。その場合の月上限は16,300円になります。)

(3) 認定区分及び申請について

申請の手続きは、通園先の幼稚園を通じて行います。

令和2年4月2日～
令和3年4月1日生まれ

3歳～5歳児 (満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過している就学前の子ども)	1号認定 または 2号認定 (認定要件あり)	満3歳児 (満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前の子ども)	1号認定 または 3号認定 (認定要件あり)
---	---	---	---

認定区分	認定要件	給付対象
1号認定		「保育料」「入園料」
2号認定	保育の必要性(※2)があること	「保育料」「入園料」「預かり保育利用料」
3号認定	保育の必要性(※2)があること 住民税非課税世帯であること	「保育料」「入園料」「預かり保育利用料」

※2「保育の必要性がある」とは、子どもの保護者が次のいずれかの事由に該当する場合です。

- 月64時間以上就労している
- 母親が出産の前後である(認定期間:産前6週から産後8週まで)
- 疾病、負傷、障がい等を有している
- 長期にわたり、疾病または障がいを有する同居の親族を常時介護している
- 求職活動をしている(認定期間:最大90日が経過する日の属する月末までの期間)
- 就学している(月64時間以上)
- 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
- 育児休業取得時にすでに預かり保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- その他町が認める上記の事情に類する状態にある

申請方法については裏面へ

(4) 申請に必要な書類

申請される区分によって必要な書類は異なります。提出の際は封筒に封入し、のりづけの上ご提出ください。

1号認定・2号認定・3号認定 共通

施設等利用給付認定申請書	お子さん1人につき1枚申請書が必要です ※記入例を参考に記入してください
保護者(申請者)のマイナンバー確認書類の写し	〈確認書類の例〉 マイナンバーカードの裏面/通知カード(※カードの記載事項が現在の状況と一致しているもの)/個人番号が記載された住民票の写し
児童のマイナンバー確認書類の写し	
保護者(申請者)の本人確認書類(顔写真付の公的証明書)の写し	〈本人確認書類の例〉 マイナンバーカードの表面/運転免許証/パスポート/在留カード/身体障害者手帳/療育手帳など ※顔写真が付いていない公的証明書(健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書など)の場合は2点必要となります。

+

2号認定・3号認定

<p>保育を必要とすることを証明する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者(父・母)分の書類がそれぞれ必要となります</p> <p><input type="checkbox"/> 証明書を添付する際は申請日の1ヶ月以内の日付の証明書類を添付してください(4月入園の新入園児の申し込みは令和4年11月以降の日付の証明書を添付してください)。</p> <p><input type="checkbox"/> ウ〜クの書類は志免町指定の様式がありますので在籍する幼稚園または学校教育課で申し出てください</p>	
①就労	<p>「ウ.勤務証明書(復職予定証明書)」 (就労予定の場合は「エ.採用見込証明書」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月64時間以上就労していること ・自営業の場合は、「勤務証明書」と併せて「事業内容が分かる書類(営業許可証、個人事業届、登記簿本の写し、お店のチラシ等)」
②妊娠・出産	<p>「母子手帳等の写し」(氏名と出産予定日が記載されているページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前6週から産後8週まで
③保護者の疾病・障がい	<p>「カ.医師の診断書」(任意様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書は「様式」または「様式の内容を具備するもの」を提出すること ・診断書は省略できる場合がありますので、おたずねください
④病人・障がい者の介護・看護	<p>「カ.医師の診断書」(任意様式)および「キ.介護(看護)申出書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書は要介護・看護状態のわかるものを提出すること ・診断書は省略できる場合がありますので、おたずねください
⑤求職中	「ク.就職活動・起業準備申立書」
⑥在学中	<p>「在学証明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学期間、通学日数、時間等が記載されたもの(証明書に記載欄がなければ担任記載による証明を提出すること)
⑦災害復旧	「リ災証明書」
⑧育児休業による継続利用	<p>「オ.育児休業取得証明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「②妊娠・出産」の事由から継続利用する方のみ

3号認定希望者は「父母及び生計中心者のマイナンバー確認書類の写し」を併せて提出ください

(5) 提出先・提出期限について

- ・ 提出先:通園中または通園予定の幼稚園
- ・ 提出期限:通園中または通園予定の幼稚園へお問い合わせください。

(6) 認定結果について

- ・ 申請後、3月中旬ごろに認定通知書を送付します。(認定時期については前後する可能性があります。)

(7) 無償化部分の支払について

- ・ 「保育料」「入園料」の無償化部分については、町より直接園に利用料が支払われます。
- ※ 無償化の上限を超えた分の保育料・入園料及び補助の対象とならない費用(給食費、通園費等)は、直接幼稚園にお支払いください。
- ・ 第2号、第3号認定の「預かり保育利用料」については、先に保護者から幼稚園へ利用料をお支払いいただき、請求書を提出していただいた上で請求者(保護者)の口座へ返金します。請求の際に預かり保育料の領収書が必要となりますので、受け取った領収書は必ず保管をお願いします。請求の手続き及び時期につきましては別途お知らせいたします。
- ※ 在園する幼稚園の預かり保育事業が①平日、教育時間を含む提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合、認可外保育施設の利用も無償化の対象となります。(預かり保育利用料も含めて月11,300円まで)

(8) 各種届出について

- ・ 下記状況の届出が必要です。届出の際に必要な書類については在籍する幼稚園または学校教育課にありますので申し出てください。
- ・ 「施設等利用給付認定申請書」を提出する手続きについては必ず状況が変わる前にご提出ください。

状況	必要な届出
第2号、第3号認定中に預かり保育を利用しなくなる(保育の必要性の要件に該当しない)とき	施設等利用給付認定申請書、要件に応じた必要書類
第1号認定の方が年度途中より預かり保育を希望する(保育の必要性が出てきた)とき	
志免町外から転入するとき	
志免町外に転出するとき(認定取り消し)	施設等利用給付認定変更届
町内で転居したとき	
保護者や児童の氏名が変わるとき	
児童と生計を同じくする保護者が変わるとき	
(第2、3号)保育の必要性の事由が変更となるとき	施設等利用給付認定変更届 状況に応じた「保育を必要とすることを証明する書類」※(4)必要書類について5.を参照

(9) 注意事項 (重要)

【申請後(利用開始後)に提出内容に変更が生じる場合】

状況に変更が生じる場合は、速やかに園へ届け出てください。→前ページの「(8)各種届出について」をご確認ください。



※ 特に町外への転出・転入、認定区分の変更については、利用費の支給に影響しますので異動することが決まり次第相談・連絡をお願いいたします。

【第1号認定の方が年度途中より預かり保育の無償化を希望する場合】

預かり保育の無償化を希望する(保育の必要性の事由が生じた)場合には、第2号(または第3号)への認定の変更が必要です。



※ 利用を開始する前に必ず申請を行ってください。申請前に利用した預かり保育料は無償化の対象になりません。(保育の必要性を証明する書類が必要となりますので、認定の要件等を含め早めにご確認ください。)

【第2号、第3号認定の要件(勤務状況等)の確認について】

第2号、第3号認定は継続して保育の必要性の事由に該当していることが条件となります。そのため、要件に該当しなくなる場合は第1号認定へ切り替えを行ってください(申請書の提出が必要です)。第2号・3号認定は定期的に要件に該当しているかを確認する現況調査があります。



また、保育の必要性の事由に該当していない場合や実際の勤務状況等が提出した勤務証明書等の内容と著しく異なる場合等、虚偽の届出と判断される場合は、認定の取り消しや給付の返還を求める場合があります。



シメッチャ

認定に関するお問い合わせ

志免町役場 学校教育課 学校教育係
電話:935-1207(直通)
所在地:志免町志免中央一丁目1番1号



志免町ホームページ